

諮詢第169号の答申

公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（案）

本委員会は、「諮詢第169号公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 変更の適否

総務大臣から諮詢のあった「諮詢第169号公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」に盛り込まれている内容は、おおむね適当である。

ただし、統計調査のデジタル化の推進や実査の現場の支援の観点から、2に掲げる内容についても盛り込むことが適当である。

2 変更後の公的統計の整備に関する基本的な計画に盛り込むことが必要と考えられる事項

（1）オンライン調査の更なる推進

デジタル化の推進の重要な柱であるオンライン調査の活用の推進を強力に進めるためには、適切な水準の努力目標の数値を示すとともに、オンライン回答が困難な者への支援を充実し、また、実施状況のフォローアップにおいては、個別の事情を踏まえた丁寧な評価を行い、推進を後押しすることが効果的である。

このため、変更後の公的統計の整備に関する基本的な計画には、

- ・今後の5年間で、基幹統計調査のオンライン回答率を、企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む
- ・オンライン回答が困難な調査対象者への対応として統計調査員等によるオンライン回答の支援、オンラインシステムの回答しやすさの向上、コールセンターによるオンラインシステムの操作等に関する質問受け付け等の取組を強化する
- ・統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項について、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情や今後の見通しなども考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようフォローアップを行う

旨を盛り込む必要がある。

（第1の3「(5)デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」、第3の4「統計基盤のデジタル化の推進」及び第4の3「基本計画のフォローアップ」関係）

（2）統計調査に係る郵便局との連携

今後、公的統計の品質を確保していく上では、統計調査の最前線において実査を担っている地方公共団体及び統計調査員を支援することがますます重要となっており、特に市町

村からは、統計調査員の活動に係る郵便局との連携について、多くのニーズが多く寄せられている。

このため、変更後の公的統計の整備に関する基本的な計画には、

- ・統計調査を担う地方公共団体や統計調査員の支援の観点から、統計調査に係る郵便局との連携について、総務省において検討する旨を盛り込む必要がある。

(第3 5 「(3) 地方公共団体との連携・支援」関係)